

佐賀県パートナーシップ宣誓制度応援宣言事業所等募集要領

1 趣旨

県では、県民一人ひとりが、多様な特性や個性を理解し、お互いに認め合える佐賀らしいやさしさが自然とあふれる佐賀県を目指す「さがすたいる」の考えに基づき、現行法制度の中で様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に、「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」をはじめました。

制度の普及にあたって、当事者にとってより利用しやすい制度にしていくためには、当該事業へのご理解と行動が必要です。

そこで、制度の趣旨にご賛同いただき、積極的に取り組むことを企業・事業所の代表者の方に宣言いただいた企業・事業所を登録し、県ホームページで紹介する「佐賀県パートナーシップ宣誓制度応援宣言事業所」登録制度を推進します。

この取組により、本県における制度普及及び利用者の利便性の向上推進を目指します。

2 対象

佐賀県内に事業所がある全ての企業、事業所等を対象とします。

3 募集内容、応募方法等

佐賀県パートナーシップ宣誓制度応援宣言事業所

募集するもの

制度及び性の多様性について理解があり、性の多様性について支援又は配慮した取り組み(取り組み例)

【医療機関の場合】

家族同様の病状等の説明、手術等における家族同様の同意、家族同様の看取り、家族同様のICU面会 等

【不動産業の場合】

物件のあっせん、賃貸への入居について、家族同様の取り扱い 等

【金融業・保険業の場合】

- ・住宅ローン商品における家族同様の取り扱い(収入合算、連帯債務) 等
- ・生命保険商品の受取人における家族同様の取り扱い 等

【その他の取り組み】

商品やサービス利用にあたっての家族同様の取り扱い 等

応募方法

所定の応募用紙(様式1号)に必要事項を記入のうえ、県人権・同和対策課まで応募してください。(電子メール、FAX又は郵送)

審査・登録

県は、応募内容を審査し、登録後に、登録確認書をお送りします。

なお、登録内容に変更があった場合には、登録証の更新を行いますので、更新内容についてお知らせください。

広報

県は、登録した企業・事業所は県ホームページ等により紹介します。

実施状況の確認

県は、必要に応じて、登録された企業・事業所に対し、宣言内容の実施状況について確認させていただくことがあります。

登録の取り消し

県は、応募の内容に虚偽の記載があるなど、「佐賀県パートナーシップ宣誓制度応援宣言企業」としてふさわしくないと判断した場合は、登録を取り消すことがあります。

4 応募先及び問合せ先

〒840-8570佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県民環境部人権・同和対策課（佐賀県パートナーシップ宣誓制度チーム）

電話 0952-25-7063

FAX 0952-25-7332

電子メール jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp